

4 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <https://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第128号を発行させていただきます。

今年は桜の開花が遅くなりこれから満開を迎えるところが多く、今週はお花見に出かける方が多くなりそうですね。

今月は先月旅行に行った香川県で撮影した写真を中心に掲載させていただきます。



(写真は、栗林（りつりん）公園の園内です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**R6年分所得税の定額減税のしかた** について 書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 R6年分所得税の定額減税のしかた について

昨年12月の閣議決定においてR6年分の定額減税が実施されることになりました。

スタッフに給与を支払う事業者の方々は、今年6月1日以後最初に支払う給与から定額減税を行うこととなります。そろそろ定額減税を行うための準備をしていたかかないといけませんので、今月から数回にわたって定額減税についての説明をさせていただきます。

1 定額減税の概要は、どのような制度ですか。

(定額減税の対象者)

定額減税の対象者は、**R6年分所得税の納税者である居住者で、R6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。**

(定額減税の対象となる所得税)

定額減税の対象となる所得税は（R6年分所得税）です。

(定額減税額)

定額減税額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の（R6年分の所得税額）を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

本人（居住者に限ります。）	30,000 円
同一生計配偶者又は扶養親族 (いずれも居住者に限ります。)	一人につき 30,000 円

***詳細はのちほど説明することになりますが、6月の給料計算だけで定額減税業務が終わるわけではありません。**

2 「居住者」や「非居住者」とはどのような人进行うのですか。

居住者	国内に住所を有する個人、又は現在まで引き続き1年以上居所を有する個人をいいます。
非居住者	居住者以外の個人をいいます。



(写真は、栗林(りつりん)公園の園内です)

3 「合計所得金額」とはどのような金額をいうのですか。

「合計所得金額」とは、次の(1)と(2)の合計額に、退職所得金額(注1)、山林所得金額を加算した金額(注2)です。

(1)	事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算後の金額)
(2)	総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額

(注1) 退職所得金額は、確定申告が不要な場合でも計算に当たって加算する必要があります。

(注2) 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。

***給与所得だけの方は判断しやすいですが、他の所得もある方は、確定申告書を作成するまで合計所得金額がいくらになるか判断しづらいです。**

4 「同一生計配偶者」とは、どのような人进行うのですか。

「同一生計配偶者」とは、その年の12月31日(納税者が年の途中で死亡し又は出国する場合は、その死亡又は出国の時)の現況で、納税者と生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていない人又は白色申告者の事業専従者でない人に限ります。)で、年間の合計所得金額が48万円(給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円)以下の人をいいます。

***年間の合計額での判断になりますが、6月時点ではそこまで分からないので、スタッフに配偶者の収入がいくらになるか聞いていただく必要があります。**



(写真は、栗林(りつりん)公園の園内です)

5 「扶養親族」とは、どのような人进行うのですか。

「扶養親族」とは、その年の12月31日(納税者が年の途中で死亡し又は出国する場合は、その死亡又は出国の時)の現況で、次の4つの要件のすべてに当てはまる人をいいます。

(1)	配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)又は都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を委託された老人であること。
(2)	納税者と生計を一にしていること。
(3)	年間の合計所得金額が48万円以下であること。
(4)	青色申告者の事業専従者としてその年を通

じて一度も給与の支払を受けていないこと
又は白色申告者の事業専従者でないこと。

*年間の合計額を含め上記の(1)～(4)に該当するかどうか
んの判断をしないといいますが、6月時点ではそこまで分か
らないので、スタッフに扶養親族の収入などを聞いていただく
必要があります。

6 給与所得に係る定額減税はどのように実施する のですか。

扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる
甲欄適用者）については、その主たる給与の支払者
のもとで、次により定額減税額の控除が行われます。

- | | |
|-----------------------|--|
| ①
月
次
減
税 | <p>月次減税とは、R6年6月1日以後最初に支払
を受ける給与等（賞与を含む）に係る源泉徴収
税額からの控除（R6年6月1日において主た
る給与の支払を受ける人が対象）のこと。</p> <p>源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の
合計額（控除前税額）から月次減税額を控除し
ます。</p> <p>控除しきれない部分の金額については、以後 R
6年中に支払う給与等に係る控除前税額から
順次控除します（ただし、年末調整の際には、
以下の②によります。）。</p> |
| ②
年
調
減
税 | <p>年調減税とは、年末調整時における年調所得
税額からの控除のこと。</p> <p>年末調整の対象者で、かつ、R6年中に支払の
確定した給与等を基に年末調整により計算し
た年調所得税額がある人は、その年調所得税額
から年調減税額を控除します。</p> <p>なお、年調所得税額から年調減税額を控除した
後の金額に102.1%を乗じて、復興特別所得税
を含めた年調年税額を計算します。</p> |

*この説明だけでは分かりづらいので、以下で月次減税の具体
例を使って説明させていただきます。年調減税については、ま
だ実施が先なので、今回説明は省略させていただきます。



（写真は、旧金毘羅大芝居「金丸座」です。）

月次減税 具体例1（6月最初に支払う給料の控除前
税額から月次減税額を控除しきれる事例）

月次減税額 30,000 円（独身者を前提）

6月の源泉所得税額（控除前） 38,000 円

上記税額から月次減税額 30,000 円を控除

6月の給料から控除していただく源泉徴収税額は
38,000 円－30,000 円＝8,000 円 となります。

6月分で月次減税額の 30,000 円をすべて控除できた
ので、7月分以降の税額計算は従来方法に戻ります。

*上記の事例は1回の給料計算で 30,000 円控除できているの
で、処理は簡単です。

月次減税 具体例2（6月最初に支払う給料の控除前
税額から月次減税額を控除しきれない事例）

月次減税額 90,000 円（扶養親族2名）

6月給料の源泉所得税額（控除前） 18,000 円

上記税額から月次減税額 18,000 円を控除

6月の給料から控除していただく源泉徴収税額は
18,000 円－18,000 円＝0 円 となります。

控除できていない税額 90,000 円－18,000 円＝
72,000 円

7月賞与の源泉所得税額（控除前） 40,000 円

上記税額から月次減税額 40,000 円を控除

7月の賞与から控除していただく源泉徴収税額は

40,000 円－40,000 円＝0 円 となります。

控除できていない税額 72,000 円－40,000 円＝
32,000 円

7 月給料の源泉所得税額（控除前） 18,000 円

上記税額から月次減税額 18,000 円を控除

7 月の給料から控除していただく源泉徴収税額は
18,000 円－18,000 円＝0 円 となります。

控除できていない税額 32,000 円－18,000 円＝
14,000 円

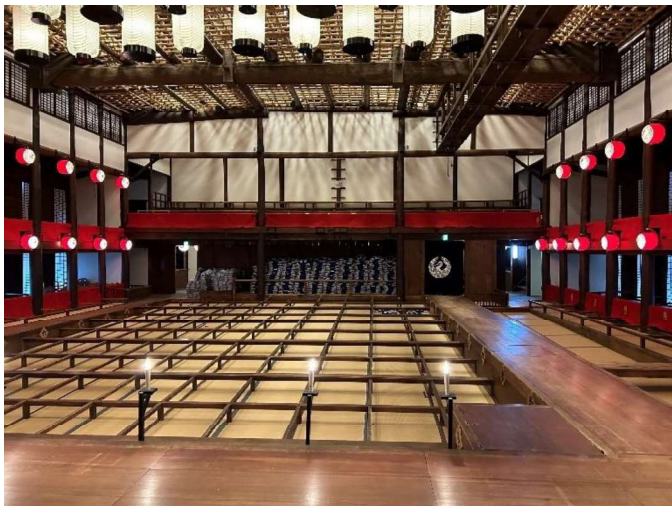
8 月給料の源泉所得税額（控除前） 18,000 円

上記税額から月次減税額 14,000 円を控除

8 月の給料から控除していただく源泉徴収税額は
18,000 円－14,000 円＝4,000 円 となります。

6 月給料から月次減税額を控除し続けていただき、8
月給料で月次減税額 90,000 円を控除できたので、こ
の方の処理は終了です。

*上記の事例は、6 月給料から 4 回控除手続きをして処理が終
了になるので、途中月次減税額があといくら残っているかを管
理しておかないといけません。管理する書類を作成する必要は
ありませんが、どのように管理しておくかを考えていただく必
要があります。



（写真は、旧金毘羅大芝居「金丸座」の舞台から撮影しました。）

紙面の関係で今回はここまでとなります。スタッフ
別に月次減税額の管理をする際に国税庁から「各人別
控除事績簿」という書類が国税庁ホームページに掲載
されるとの事なので、ご興味ある方はご覧になってい

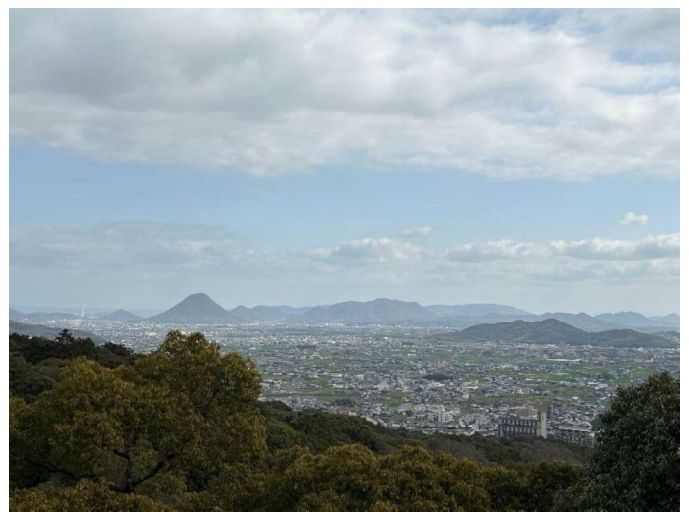
ただければと思います。

【参考文献】

- ・給与等の源泉徴収事務に係る令和 6 年分所得税の定額
減税のしかた
- ・令和 6 年分所得税の定額減税 Q&A（令和 6 年 3 月改
訂版）

3 編集後記

今月掲載している写真は、先月確定申告業務後に 1 日
臨時休業をいただいて香川県に旅行した際に撮影した写
真を掲載させていただきます。



上の写真は、金刀比羅宮の御本宮からの眺めを撮影し
たものです。

1 度は参拝に行っておきたいと思っていた金刀比羅宮
だったので、本宮だけの参拝ではなく奥社（厳魂神社）
も参拝してきました。下からすべて徒歩で帰りは途中宝
物館などに立ち寄りながら往復 2 時間 30 分ぐらいかか
りましたが、参拝しに行ったら良かったです。

丸亀城にも行きましたら丸亀うちわが有名とのことだ
だったので、事務所に飾る招き猫が書かれている丸亀うち
わを購入して、今事務所に飾っています。夫婦揃って猫
好きなので、旅行にいくたびに猫グッズが事務所に増え
ていってます。まだまだ増えていきそうです。

今月も最後までお読みいただきありがとうございます。
した。